【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第62期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 船井電機株式会社

【英訳名】 FUNAI ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役 執行役員社長 林 朝則 【本店の所在の場所】 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

 【電話番号】
 072(870)4304

 【事務連絡者氏名】
 経理部長
 池上
 圭一

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

 【電話番号】
 072(870)4304

 【事務連絡者氏名】
 経理部長
 池上
 圭一

【縦覧に供する場所】 船井電機株式会社 東京支店

(東京都千代田区外神田4丁目11番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第2四半期 連結累計期間	第62期 第 2 四半期 連結累計期間	第61期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	89, 050	120, 570	192, 008
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△3, 064	2, 163	△355
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失(△)(百万円)	△2, 991	612	△8, 542
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△5, 893	2,614	△909
純資産額(百万円)	116, 323	122, 640	121, 398
総資産額(百万円)	176, 214	181, 052	194, 524
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△87. 68	17. 96	△250. 38
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益(円)	_	1	_
自己資本比率(%)	65. 35	67. 11	61.74
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4, 251	△8, 725	△8, 022
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7, 984	213	12, 863
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1, 157	△7, 733	5, 128
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高(百万円)	38, 226	35, 315	50, 238

回次	第61期 第2四半期 連結会計期間	第62期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期純損失(△)(円)	△33. 51	18. 50

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3. 第62期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 第61期及び第61期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、 1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当社の持分法適用関連会社である上海曜船光電有限公司は、平成25年4月28日付で上海曜中光電有限公司へ 社名変更しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における当社の主要市場である米国経済は、住宅市場は横ばい傾向となり、雇用情勢も鈍化傾向がみられましたが、個人消費が堅調に推移し緩やかな景気回復が続きました。欧州では債務問題への対策により景気の持ち直しがみられ、中国も公共投資の積み増し等により景気回復の兆しがみられました。わが国におきましては、日本銀行の金融緩和策導入後、企業及び消費者のマインドの改善から設備投資や住宅投資に持ち直しがみられ、緩やかな景気回復が続きました。

当民生用電気機器業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の伸長は続きましたが、液晶テレビは 欧米や国内の低迷に加え、中国も家電対象補助金政策の終了後は低調に推移いたしました。

このような状況下、当社グループ (当社、連結子会社及び持分法適用会社) の当第2四半期連結累計期間の売上高は120,570百万円 (前年同四半期比35.4%増) となりました。

利益面につきましては、営業利益は567百万円(前年同四半期は1,451百万円の営業損失)、経常利益は2,163百万円(前年同四半期は3,064百万円の経常損失)、四半期純利益は612百万円(前年同四半期は2,991百万円の四半期純損失)となりました。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

① 日本

プリンターの受注増により情報機器が増収となったことに加え、液晶テレビやDVD関連製品も増収となりました。この結果、売上高は28,137百万円(前年同四半期比23.1%増)となり、セグメント利益(営業利益)は832百万円(前年同四半期は501百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

② 北米

液晶テレビは大手量販店向けに大型サイズ製品が堅調であったことに加え、メキシコ市場での拡販により増収となりました。また、PHILIPSブランドのオーディオアクセサリー製品も売上に寄与し、DVD関連製品もBDプレーヤが好調に推移し増収となりました。この結果、売上高は89,112百万円(前年同四半期比38.6%増)となり、セグメント利益(営業利益)は32百万円(前年同四半期は387百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

③ アジア

Lexmark International, Inc. より全株式を取得したFunai Electric Cebu, Inc. の稼動により、インクカートリッジの売上が計上されたことなどから、売上高は2,126百万円(前年同四半期比401.6%増)となり、セグメント利益(営業利益)は369百万円(前年同四半期比26.4%減)となりました。

④ 欧州

液晶テレビやDVD関連製品は市場の低迷が続いたことから減収となりました。この結果、売上高は1,193百万円(前年同四半期比20.1%減)、セグメント損失(営業損失)は310百万円(前年同四半期は176百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて13,472百万円減少いたしました。その主なものは、現金及び預金が27,442百万円減少し、受取手形及び売掛金が7,024百万円、有形固定資産が5,647百万円増加したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて14,714百万円減少いたしました。その主なものは、支払手形及び買掛金が9,308百万円、短期借入金が7,019百万円減少し、長期借入金が1,125百万円増加したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて1,242百万円増加いたしました。その主なものは、為替 換算調整勘定が1,870百万円増加し、利益剰余金が581百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ14,922百万円減少し、35,315百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果使用した資金は8,725百万円であり、前年同四半期連結累計期間に比べ4,474百万円(105.2%)増加となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益の増加、たな卸資産の減少及び仕入債務の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果獲得した資金は213百万円であり、前年同四半期連結累計期間に比べ7,771百万円 (97.3%)減少となりました。これは主に連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び無形固定資産の取得による支出が増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果使用した資金は7,733百万円であり、前年同四半期連結累計期間に比べ6,575百万円(568.1%)増加となりました。これは主に短期借入金の返済額の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4,311百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
- ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	80, 000, 000	
計	80, 000, 000	

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36, 130, 796	36, 130, 796	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36, 130, 796	36, 130, 796	_	_

- (注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までのストック・オプションの 権利行使により発行された株式数は含まれておりません。
- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年7月1日~		26 120 706		21 207		20 022
平成25年9月30日	_	36, 130, 796	_	31, 307	_	32, 833

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
船井 哲良	大阪市中央区	12, 709	35. 18
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2, 011	5. 57
公益財団法人船井情報科学振興財団	東京都千代田区外神田4丁目11番5号	1, 540	4. 26
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,080	2. 99
船井 哲雄	北海道旭川市	1,079	2. 99
ゴールドマン サックス インター ナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本 木ヒルズ森タワー)	1, 044	2. 89
エムエスアイピー クライアント セキュリティーズ (常任代理人 モルガン・スタンレ ーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵 比寿ガーデンプレイスタワー)	776	2. 15
ザ バンク オブ ニューヨークトリーティー ジャスデック アカウント(常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	584	1. 62
有限会社エフツー	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1. 30
株式会社エフティ開発	東京都港区六本木3丁目6番9号	470	1. 30
有限会社T&N	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.30
計	_	22, 236	61. 54

⁽注)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式 (自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式 (その他)	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,011,600	_	
完全議決権株式 (その他)	普通株式 34,109,900	341, 099	
単元未満株式	普通株式 9,296	_	一単元(100株)未 満の株式
発行済株式総数	36, 130, 796	_	_
総株主の議決権	_	341, 099	_

②【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内 7丁目7番1号	2, 011, 600	_	2, 011, 600	5. 57
計	_	2, 011, 600	_	2, 011, 600	5. 57

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】 (1) 【四半期連結貸借対照表】

資産の部 流動資産 現金及び預金	(平成25年3月31日)	(平成25年9月30日)
流動資産		
田 人 乃 アビヌ洒 人		
	67, 813	40, 370
受取手形及び売掛金	33, 193	40, 218
商品及び製品	34, 547	34, 208
仕掛品	2, 095	1, 794
原材料及び貯蔵品	18, 997	16, 60
その他	8, 332	8, 764
貸倒引当金	△178	△165
流動資産合計	164, 802	141, 789
固定資産		
有形固定資産	16, 675	22, 32;
無形固定資産	3, 107	6, 980
投資その他の資産		
その他	10, 131	10, 14
貸倒引当金	△192	△193
投資その他の資産合計	9, 938	9, 95
固定資産合計	29, 721	39, 26
資産合計	194, 524	181, 05
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	39, 178	29, 870
短期借入金	12, 981	5, 962
未払法人税等	1, 690	403
引当金	1, 188	1, 31
その他	14, 412	15, 622
流動負債合計	69, 452	53, 168
固定負債		
長期借入金	_	1, 125
引当金	2, 008	2, 25
その他	1, 663	1, 860
固定負債合計	3, 672	5, 243
負債合計	73, 125	58, 411

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31, 307	31, 307
資本剰余金	33, 272	33, 272
利益剰余金	101, 135	100, 554
自己株式	△24, 341	△24, 341
株主資本合計	141, 374	140, 793
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	451	563
為替換算調整勘定	△21, 722	△19, 852
その他の包括利益累計額合計	△21, 271	△19, 289
新株予約権	122	127
少数株主持分	1, 173	1,009
純資産合計	121, 398	122, 640
負債純資産合計	194, 524	181, 052

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

【第2四十朔建和糸計朔則】		(単位:百万円)
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	89, 050	120, 570
売上原価	73, 615	100, 961
売上総利益	15, 435	19, 608
販売費及び一般管理費	*1 16, 887	*1 19,040
営業利益又は営業損失(△)	△1, 451	567
営業外収益		
受取利息	140	70
受取配当金	22	23
為替差益	_	1, 851
その他	198	59
営業外収益合計	361	2, 004
営業外費用		
支払利息	51	103
持分法による投資損失	35	55
為替差損	1,730	_
支払補償費	_	147
その他	157	101
営業外費用合計	1, 974	407
経常利益又は経常損失(△)	△3, 064	2, 163
特別利益		
固定資産売却益	3	0
負ののれん発生益		8
特別利益合計	3	8
特別損失		
事業構造改善費用	<u> </u>	^{*2} 1, 149
投資有価証券評価損	164	70
その他	9	15
特別損失合計	173	1, 234
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	△3, 234	937
法人税等	△255	305
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 (△)	△2, 979	631
少数株主利益	11	19
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2, 991	612

		())(H, TTE)
		(単位:百万円)
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△2, 979	631
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15	112
為替換算調整勘定	△2 , 935	1,828
持分法適用会社に対する持分相当額	5	41
その他の包括利益合計	△2,914	1, 982
四半期包括利益	△5, 893	2, 614
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△5, 900	2, 595
少数株主に係る四半期包括利益	6	19

現金及び現金同等物の増減額(△は減少)

新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額

現金及び現金同等物の期首残高

現金及び現金同等物の四半期末残高

△14, 922

※2

50, 238

35, 315

1, 625 36, 567

38, 226

※2

33

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、Funai Electric Philippines Inc. は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、Lexmark International, Inc. より全株式を取得した、フィリピンにおけるインクジェットプリンタ関連製品製造子会社であるFunai Electric Cebu, Inc. を連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計 適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をいたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(3) 大阪地方裁判所に提起しておりました平成17年6月28日付及び平成20年6月16日付の更正処分に対する取消請求訴訟について、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされたことから、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を、平成24年3月期から費用処理することといたしました。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結界 (自 平成24年4月 至 平成24年9月	1 日	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)		
※1. 販売費及び一般管理費のうち	5主要な費目及び金額は	※1.販売費及び一般管理費のうち	主要な費目及び金額は	
次のとおりであります。		次のとおりであります。		
販売手数料	969百万円	販売手数料	1,645百万円	
特許権使用料	4, 540	特許権使用料	5, 041	
従業員給料手当	2, 762	従業員給料手当	2, 999	
試験研究費	1, 174	試験研究費	1,030	
	_	※2.事業構造改善費用は主として	、海外におけるLED	
		事業の縮小に伴い発生した費用	であり、主な内容は、	
		たな卸資産評価損217百万円、関係会社株式評価損646		
		百万円及び減損損失255百万円で	であります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

		-		
前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)		
		※1. 当第2四半期連結累計期間にま会社であるFUNAI EUROPE GmbHが結子会社であるFUNAI ELECTRICの取引に関し、ドイツ税務当局。づく更正通知を受領したため、iであります。	、当社及び当社の連 EUROPE Sp.z o.o.と より移転価格税制に基 自徴税を支払ったもの	
※2. 現金及び現金同等物の四半期		※2. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸		
借対照表に掲記されている科目	の金額との関係	借対照表に掲記されている科目の金額との関係		
(平成24年9月30日現在)		(<u>\pi</u>	成25年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	61,560百万円	現金及び預金勘定	40,370百万円	
預入期間が3か月を超える定 期預金	△23, 333	預入期間が3か月を超える定 期預金	△5, 055	
現金及び現金同等物	38, 226	現金及び現金同等物	35, 315	

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月21日 取締役会	普通株式	1, 705	50	平成24年3月31日	平成24年6月14日	利益剰余金

II 当第 2 四半期連結累計期間(自平成25年 4 月 1 日 至平成25年 9 月 30日) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月20日 取締役会	普通株式	1, 194	35	平成25年3月31日	平成25年6月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
 - 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		報告セグメント					四半期連結 損益計算書
	日本	北米	アジア	欧州	計	(注) 1.	計上額 (注) 2.
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	22, 861	64, 271	424	1, 494	89, 050	_	89, 050
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	67, 974	0	68, 077	0	136, 051	(136, 051)	_
計	90, 835	64, 271	68, 501	1, 494	225, 102	(136, 051)	89, 050
セグメント利益又はセグメント 損失 (△)	△501	△387	502	△176	△563	(888)	△1, 451

- (注) 1. セグメント損失 (△) の調整額△888百万円には、セグメント間取引消去14百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△433百万円及び棚卸資産の調整額△468百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。
 - 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

- Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
 - 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		幹	報告セグメント				四半期連結 損益計算書
	日本	北米	アジア	欧州	計	(注) 1.	計上額 (注) 2.
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	28, 137	89, 112	2, 126	1, 193	120, 570	_	120, 570
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	75, 389	0	83, 207	0	158, 597	(158, 597)	_
≅ †	103, 526	89, 112	85, 334	1, 194	279, 167	(158, 597)	120, 570
セグメント利益又はセグメント 損失 (△)	832	32	369	△310	924	(356)	567

- (注) 1. セグメント利益の調整額△356百万円には、セグメント間取引消去20百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△399百万円及び棚卸資産の調整額22百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「アジア」セグメントにおいて、事業構造改善の一環としてLED事業の縮小を実施したことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として事業構造改善費用に含めて特別損失に計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては255百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成25年9月30日) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成25年9月30日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成25年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間末(平成25年9月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引	10, 372	494	494

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

- 1. 企業結合の概要
 - (1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 Lexmark International, Inc. (以下「Lexmark」といいます。) 取得した事業の内容 インクジェットに関する特許権を含む関連技術及び資産

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、平成9年7月以降約16年にわたってLexmarkよりインクジェットプリンタ(以下、「IJP」といいます。)のハード機器を製造受託しており、開発段階からも協業を重ねて参りました。

今回、当社グループは、Lexmarkが長年北米を中心としてグローバルに展開してきたインクカートリッジを含めたプリンタ関連製品の特許権及び製品開発機能・技術、製造機能・技術を取得することにより、これまでハードウェアの製造受託のみの形態で展開してきた IJP製品につき、より収益性の高いインクカートリッジの製造販売も含め自社リソースで完結できる体制を整えることが可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを継続的に成長させるものであると考え、本件を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成25年4月30日

(4) 企業結合の法的形式

特許権、開発設備の取得並びに製造子会社の株式取得

(5) 結合後企業の名称

Funai Electric Cebu, Inc.

(6) 取得した議決権比率

100%

- 2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間 平成25年5月1日から平成25年9月30日まで
- 3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価現金10,036百万円取得に直接要した費用アドバイザリー費用等242百万円取得原価10,278百万円

- 4. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因
 - (1) 発生した負ののれん発生益の金額

8 百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	544百万円
固定資産	10,397百万円
資産合計	10,942百万円
流動負債	402百万円
固定負債	252百万円
負債合計	655百万円

6. 取得原価の配分

当第2四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期 純損失(△)	△87円68銭	17円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△2, 991	612
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△) (百万円)	△2, 991	612
普通株式の期中平均株式数 (千株)	34, 119	34, 119

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V. (以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしましたが、同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。当社は、当社に契約不履行はないと考えており、申立て内容について精査のうえ、今後の仲裁手続において当社の正当性を主張してまいります。

当社が申立てを受けた仲裁の概要は以下のとおりであります。

- 1. 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日
- (1) 仲裁の申立てが行われた機関 : 国際商業会議所
- (2) 仲裁の申立てが行われた年月日: 平成25年10月25日
- 2. 仲裁の申立てを行った者
- (1) 名 称: Koninklijke Philips N. V.
- (2) 所 在 地: Eindhoven, The Netherlands
- (3) 代表者の役職、氏名: Chief Executive Officer Frans van Houten
- 3. 申立ての内容及び損害賠償請求額
- (1) 申立ての内容

当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求

(2) 請求額

請求額は特定されておりません。

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

- 1. 相手企業の名称及び取得する事業の内容
- (1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.
- (2) 取得する事業の内容:ライフスタイル・エンターテイメント事業
 - (注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドの以下の製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

オーディオ・ビデオ・マルチメディア製品…ホームオーディオ機器、ヘッドホン、スピーカー、車載オー ディオ、ビデオ関連機器、ポータブルオーディオ、ポータブ ルビデオプレーヤー、ホームメディアプレーヤー等

ホームコミュニケーション製品……… DECT方式コードレス電話機

アクセサリー製品……………電池、ケーブル類、メディア・ストレージ、OAタップ、携帯電話向けポータブル充電器、テレビアンテナ等

なお、ライフスタイル・エンターテイメント事業のうち汎用リモート・コントロール機器に関する事業 は取得の対象となっておりません。

2. 株式取得の理由

当社は、平成20年9月に米国及びカナダにおけるPHILIPSの民生用テレビの供給、配送、マーケティング及び 販売活動を担うブランドライセンス契約を締結したのに続き、平成24年7月にPHILIPSが設計及び開発したライ フスタイル・エンターテイメント事業の製品を米国、カナダ及びメキシコにて販売する契約をPHILIPSと締結い たしました。

当社は、「既存事業の拡大・強化」「新規市場への展開」「新規事業分野への展開」を成長戦略の3つの柱と位置付け、この戦略の達成のため、既存の経営資源の強化のほか、上記のような企業提携及びM&A等の社外における成長機会の活用についても模索してまいりました。

今回、PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することから、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することといたしました。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

(1) 取得価額 株式

19,500百万円 (注) 1.2.

アドバイザリー費用等(概算額) 925百万円 (注) 1.3.

合計 (概算額)

20,425百万円

- (2) 取得後の持分比率 100%
 - (注) 1. 1ユーロを130円として計算しております。
 - 2. 株式の取得価額は上記金額を予定しておりますが、株式引渡期日において取得する事業の現預金、有 利子負債、有形固定資産及び運転資本に基づいて調整がなされる予定であります。
 - 3. アドバイザリー費用等は、概算額であり、ファイナンシャル・アドバイザー、法務アドバイザー、会 計アドバイザー及び税務アドバイザーに支払うアドバイザリー費用並びにその他株式取得に伴い発生 する費用の合計額であります。なお、アドバイザリー費用等の当第2四半期連結貸借対照表計上額は 772百万円であります。

2【その他】

タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をいたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスへイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。